

簡易な改修から始める安全な わが家の耐震改修事業費補助金

平成24年7月20日
亀岡市まちづくり推進部建築住宅課

なぜ、住宅の耐震化が必要なのか

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、多くの尊い命が失われましたが、被災直後の死亡要因の**87.8%**が「**建築物や家具による圧迫死**と思われる」としています。

その後の調査で特に昭和56年以前に着工された建築物が大きな被害を受けたことが分かりました。



建築物の耐震化促進の沿革

～阪神・淡路大震災を教訓に～

- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」
(耐震改修促進法)の制定 平成7年12月25日施行
- 耐震改修促進法の改正(平成18年1月26日施行)に伴い、「京都府建築物耐震改修促進計画」が見直され、平成27年度末までに、府内の住宅の耐震化率を現在の74.2%を90%にする目標が設定。
(平成19年3月策定)
- 「亀岡市建築物耐震改修促進計画」を平成20年3月に策定。

亀岡市建築物耐震改修促進計画

§ 平成15年の「住宅・土地統計調査」による推計 §

- ◆ 亀岡市の住宅数……………30,510戸
- ◆ うち、耐震化されている住宅数…… 22,135戸 [72.5%]
- ◆ 平成27年度末見込み住宅数……………34,682戸
- ◆ 平成27年度末見込み耐震化住宅数…28,604戸 [82.5%]

27年度末までに
耐震化率…72.5% → 90%

- 90%に必要な耐震化住宅数は、31,214戸、目標達成に必要な住宅数は、2,610戸



安全なわが家の耐震化促進事業

◆ 木造住宅耐震診断士派遣事業

- 3千円の自己負担で、京都府木造住宅耐震診断士を派遣します。
- 診断のみならず、耐震改修の計画提案までを診断士が直接トバします。



平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
20戸	20戸	40戸	45戸	20戸	30戸	175戸

- 平成24年度は 30 戸の計画・現在 13 戸の住宅を耐震診断中

安全なわが家の耐震化促進事業

◆ 木造住宅耐震改修事業費補助事業

- 耐震評点を1.0以上に向上させる耐震改修の設計と工事費用の4分の3最大90万円までを直接補助します
(1.0以上が困難な住宅は、0.7以上とすることができる)



平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
1戸	5戸	9戸	6戸	21戸

- 平成24年度現時点の国・府補助金内定は 8 戸
- 現在 4 戸の住宅を交付決定済み

安全なわが家の耐震化促進事業

◆ 専門家による無料の耐震相談会

- 日ごろ感じている耐震に関する様々な疑問を、直接専門家がアドバイスします。
- 毎月第2日曜日・がらりかめおか2階研修室で、午後1時から5時まで開催。



平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
9回	10回	7回	26回
31組	21組	19組	71組
改修へ4戸	改修へ4戸	改修へ2戸	改修へ10戸

安全なわが家の耐震化促進事業

◆ 小学校への出前授業

平成21年度	平成22年度	平成23年度
詳徳小学校	蕨田野小学校 曾我部小学校	蕨田野小学校

◆ 出前ワークショップなど

- 平成21年度ひばりヶ丘区で出前ワークショップ
- 平成22年度は篠町自主防災会に参加
- 平成23年度は
あゆみの会へ出前ワークショップ
文化資料館主催の防災企画展に参加
千代川町自主防災会に参加

簡易な改修から始める安全な わが家の耐震改修事業費補助金

(簡易耐震補助金制度)

新しい制度の概要

◆ 制度創設の趣旨

- 地震による市民の生命・財産の被害の低減、災害時の緊急輸送道路の確保を目的に、住宅の耐震化率90%を達成するため、耐震改修の裾野を広げ、**本格的な耐震改修に確実に誘導**するため、新たな簡易耐震改修補助制度を制度化します。
- 住宅のリフォームは、耐震工事を行う絶好のチャンスなので、当該制度を活用し、**耐震リフォームの推進**による仕事おこしで、地元経済の活性化を図ります。

◆ 新制度の内容

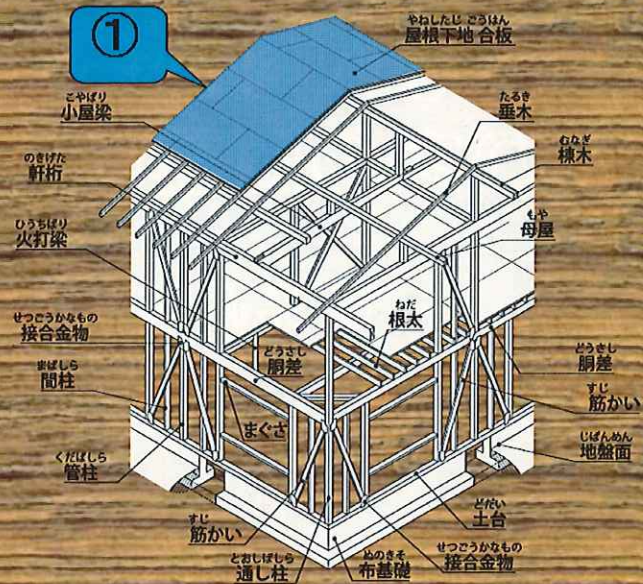
- 昭和56年以前の木造住宅にお住まいの市民が、本格的に耐震改修まで進めない場合でも、「確実に耐震性能が向上する」と見込まれる簡易な改修を実施する場合に、簡易な耐震改修に要する費用の**4分の3、最大30万円**を補助します。

確実に耐震性能が向上する簡易な方法は

I 屋根の全てを葺き替えることで荷重を軽減する工事

①屋根の軽量化

- ◆瓦屋根→スレート屋根 等
- ※部分的な軽量化は◎建築士の確認等要

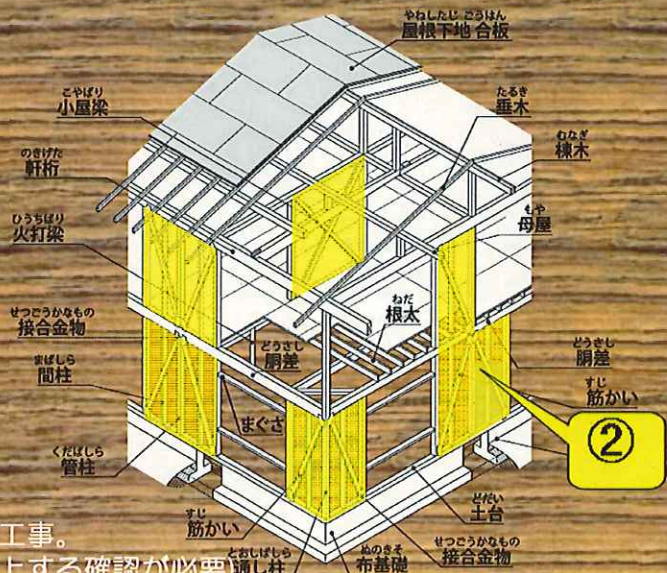


確実に耐震性能が向上する簡易な方法は

II 壁の補強又は耐震壁を設置する工事 (*1)

◎壁の補強等

- ◆筋交いや構造用合板による補強 等
- ※建築士によるバランスチェックが必要



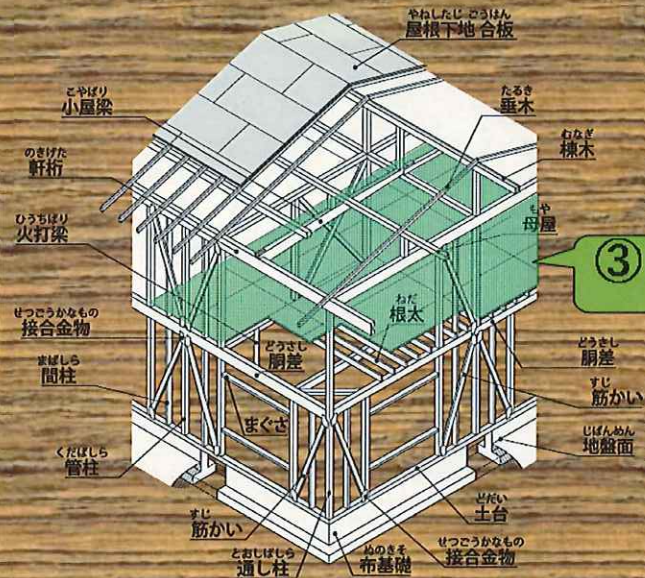
*1 各階、各方向のいずれかを補強する工事。
(建築士によるバランスチェックにより耐震性が向上する確認が必要)

確実に耐震性能が向上する簡易な方法は

Ⅲ 2階床又は屋根、小屋組等の全てを、火打ちや構造用合板により剛性を高める工事

③床の補強

- ◆ 火打ち梁なし→構造用合板を設置 等
- ※ 部分的な補強は建築士の確認等要

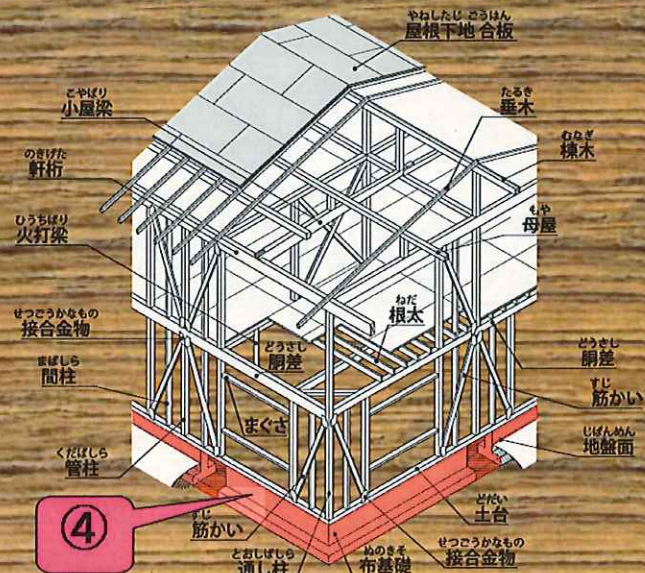
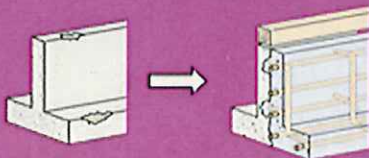


確実に耐震性能が向上する簡易な方法は

Ⅳ 玉石基礎又は無筋コンクリート基礎の全てを、鉄筋コンクリート基礎に改修する工事

④基礎の補強

- ◆ 無筋コンクリート基礎→鉄筋コンクリート基礎 等
- ※ 部分的な補強は建築士の確認等要



確実に耐震性能が向上する簡易な方法は

I からIVに該当する工事は、耐震診断は不要。

V 建築士が耐震診断等により耐震性能が向上すると確認した工事

補助金の対象となる住宅の要件

- ◆ 次の要件を全て満たす必要があります
 - ① 亀岡市内において昭和56年5月31日以前に着工され、現に完成している
 - ② 延べ床面積の2分の1以上が住宅の用に供されている地上階数3以下の木造戸建て住宅
 - ③ 木造住宅の所有者、賃借人その他権原に基づき当該住宅に居住する者又は居住する予定者

- ◆ 工事を施工する業者は、
亀岡市の区域内に本店又は主たる事務所を置いている者でなければいけません。
(個人の事業者を含む。)

財源の措置

◆ 1戸あたりの補助対象費用が40万円の場合

□ 40万円の4分の3の額、30万円が補助金として申請者に交付される。(補助金額の最大)

➤ 国庫補助金	…	1/4	75,000円
府補助金	…	1/2	150,000円
市単独費	…	1/4	75,000円
合計	…		300,000円
➤ 市民負担額	…		100,000円

新制度のスケジュール

◆ 平成24年7月31日 国・府補助金交付決定

◆ 平成24年8月1日 施行

□ 8月1日 キラリ☆亀岡 おしらせ
に募集の案内を掲載

◆ 平成24年8月1日 募集受付の開始

□ 当初の募集戸数は12戸を予定
(先着順)